

年休失効！！ 泣き寝入りしていませんか？

全乗務員の皆さん！！今年度も残すところ1ヶ月となりました。

年休は申請し希望通り発給されていますか？
今年度末で失効する年休はありませんか？
会社に物申さず、泣き寝入りしていませんか？

2月末日現在、東海労大二輸分会でも、このままでは多数の組合員が年休2日～7日失効してしまうことが想定されます。

はたして、ユニオン組合員、国労組合員の実態はどうなのでしょう？
職場では所属組合に関係なく乗務員から、

- ☆要員不足が原因だ、乗務員は物ではないぞ！！
- ☆インフルエンザに感染せな年休消化できへんわ！！
- ☆本来業務以外（業研、各委員会、QC等）で年休抑制するな！！
- ☆管理者が添乗止めて乗務したら年休出るよな！！
- ☆年休が取れて、時系列等報告書がなくなり、5月の知識確認が廃止されれば良い会社やの
にな！！
等々の意見がありました。

労働基準法第39条には・・・

【使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季と与えなければならない。ただし、請求された時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。】

・・・と定めてあります。

決して年休は会社から与えられるものではなく、労働者に取得権利があり、会社の責任において発給しなければならない義務があります。

**会社は適切な人員を確保し、且つ法を遵守して
年休失効を防ぐ義務を果たすべきです！！**